



# 自動車保険 パーフェクトガイド 【2026年1月以降始期用】 おケガの補償編

あいおいニッセイ同和損害保険

# 当社ならではの事故対応サービス『I'm ZIDAN』

夜間・休日の事故は全体の60%以上、当社では夜間・休日も社員が事故対応、24時間365日、平日と変わらずお客さまによりそった事故対応サービスを実現

対応内容	事故の受付	ロードサービスの手配	病院への連絡	代車の手配 <sup>(注2)</sup>	修理工場との打合わせ	保険金支払い可否の判断	示談交渉 <sup>(注3)</sup>
<b>I'm ZIDAN</b>	○	○	○	○	○	○	○
I'm ZIDAN 開始前の事故対応サービス	○	○	○	○	×	×	×

例えば、このようなときも安心

## 金曜日の夜



帰宅途中、車同士の事故



病院対応・代車手配<sup>(注2)</sup>等当日中に対応

## 土曜日の朝



自分の車を修理



休日も修理工場と打合わせが可能

## 日曜日の昼



相手の方からの連絡



相手の方からの休日の問合わせにも対応

## I'm ZIDAN

へのお客さまの声



連休前に事故を起こしてしまいました。連休中、相手の方から責任割合のことで何度も電話があり困っていましたが、あいおいニッセイ同和損保へ相談したところ、休日にもかかわらず社員の方が相手の方へ連絡し、責任割合についてしっかり説明してくれました！相手の方も納得してくれたので、とても安心しました。

## お客さま満足度

事故対応全般に対して**96.7%**のお客さまにご満足をいただいています！



※当社保険金お支払いに伴うアンケート(2024年度)より。

RES  
S  
S  
NO  
N

# おケガの補償

自動車事故等により被保険者が死傷した場合に、治療費や休業損害や精神的損害など各種の損害について保険金額を限度にお支払い

○ 補償します × 補償できません

被保険者	ご契約のお車に乗車中の方	記名被保険者 <b>8</b> およびそのご家族 <b>9</b> の方		
補償の対象となる事故	<b>1</b> ご契約のお車に乗車中の事故 	<b>2</b> 他人の自動車(注3)に乗車中の事故 	<b>3</b> 歩行中・自転車乗車中等の自動車事故 	<b>4</b> 自動車事故以外の交通事故 
人身傷害保険のみ	○	×	×	×
交通事故特約をセット	○	○	○	○ (注4)

## Point

お支払対象となる損害

おケガをされたことによる損害	積極損害(救助捜索費、治療関係費、文書料、その他の費用)、休業損害、精神的損害
後遺障害を被られたことによる損害	逸失利益、精神的損害、将来の介護料、家屋の改造費、その他の損害
お亡くなりになったことによる損害	葬儀費、逸失利益、精神的損害、その他の損害

万が一の事故に備えて、人身傷害保険の保険金額は十分な金額を設定  
(以下年令別の損害額目安を参考)

【総損害額例】各年令別の損害の額の目安

年令	25才		35才		45才		55才		65才	
	有(1名)	無	有(2名)	無	有(2名)	無	有(2名)	無	有(1名)	無
死亡された場合	1億円	8,000万円	9,000万円	7,000万円	8,000万円	7,000万円	7,000万円	6,000万円	5,000万円	4,000万円
重度後遺障害 <sup>(注5)</sup> の場合	2億1,000万円		1億9,000万円		1億7,000万円		1億4,000万円		1億円	

## Point

□ 重度後遺障害を被った場合は保険金額「無制限」で補償

※ 重度後遺障害とは、神経系統や胸腹部臓器の機能等に著しい障害を残し、介護を要する場合をいう

人身傷害対象事故に伴い、事故後の生活を支えるために必要な費用をお支払い



## 1 入院時人身傷害諸費用保険金 ※ペットは、犬または猫に限ります。

費用の種類	支払限度額
①ホームヘルパー雇入費用	1日あたり2万円
②介護ヘルパー雇入費用	1日あたり2万円
③ベビーシッター雇入費用	③・④を合計して
④保育施設預け入れ費用	
⑤ペットシッター雇入費用	⑤・⑥を合計して
⑥ペット専用施設預け入れ費用	
⑦差額ベッド費用	1日あたり2万円
⑧転院移送費用	転院1回分 かつ100万円

被保険者  
1名につき  
左記①～⑧を  
合計して  
200万円限度

## 2 後遺障害時人身傷害諸費用保険金

保険金の種類	支払保険金の額
リハビリテーション 訓練等保険金	支払対象期間 <b>11</b> 中の訓練期間 1か月につき、定額で5万円
福祉機器等取得 費用保険金	支払対象期間中に負担した福祉 機器等の取得費用の実額(1事故、 被保険者1名につき500万円 限度)

### Point

- ホームヘルパー・ベビーシッター・ペットシッターなどの雇入費用を補償したり、後遺障害発生時にリハビリ訓練等の費用に対して支払

人身傷害対象事故により、被保険者が死亡または入院した場合、  
臨時で発生する家族の交通費用をお支払い



葬儀参列または看護等のために、遠隔地家族がその居住地から現地へ赴くために  
利用する鉄道・船舶・航空機等の費用から、

1回の事故につき遠隔地家族1名に対し 10万円 (2名分限度)でお支払い

※1名に対して免責金額1万円を控除

## Point

- 家族とは、記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚（これまでに婚姻歴がないことをいいます）の子を指す
- テレマティクス自動車保険契約に『自動セット』

人身傷害対象事故により、被保険者が傷害を被った場合に、治療日数や傷害の部位・症状に応じて、次の一時金をお支払い

治療日数が4日以内の場合

1万円

治療日数が5日以上の場合

同一事故により被った傷害が右表の複数の項目にあたる場合は、それぞれの項目により支払われるべき金額のうち、最も高い金額をお支払いします。

被保険者が被った傷害	支払保険金の額
1 打撲、挫傷、擦過傷、捻挫等下記2～4以外のもの	10万円
2 骨折・脱臼、神経損傷(脳・眼・頸髄・脊髄以外の部位)、上肢・下肢の腱・筋・靭帯の断裂	30万円
3 上肢・下肢の切断、眼球の内出血または血腫、眼の神経損傷、眼球の破裂	50万円
4 脳挫傷等の脳損傷、頭蓋内出血または頭蓋内血腫、頸髄損傷、脊髄損傷、胸部・腹部の臓器損傷	100万円

## Point

- 支払保険金の額が「2倍」となる傷害一時金倍額払特約あり
- 治療日数が5日以上の場合の支払保険金の額が一律10万円となる傷害一時金(1万円・10万円)特約あり、支払保険金の額が「2倍」となる傷害一時金(1万円・10万円)倍額払特約もあり

LESSON

ご清聴ありがとうございました。

Thank You For Your Attention

ミニテストはコチラから